

3月27日(第3日目) 午前10時7分開議
午後5時5分閉会

出席議員(20名)

1番 伊 保 清 安	3番 石 川 眞 大
2番 渡 名 喜 庸 仁	5番 宮 里 敏 行
7番 比 嘉 盛 栄	8番 又 吉 正 弘
9番 棚 原 貴 信	10番 稻 嶺 正 康
11番 安 次 富 盛 信	12番 大 川 昇 昇
13番 知 名 朝 司	14番 崎 岡 正 尊
15番 仲 村 春 仁	16番 武 野 行 男
17番 佐 野 眞 弘	18番 比 嘉 美 定
19番 宮 成 盛 昌	20番 伊 佐 徳 次郎
21番 仲 村 盛 光	22番 古 波 藏 清 次郎

欠席議員はなし

議事説明者

市長 崎 岡 健一郎	助 役 沢 岷 安 一
総務課長 多和田 眞 一	収入役 呉 屋 好 永
税務課長 古波 藏 信 三	住民課長 知 念 和 夫
厚生課長 伊 佐 友 誠	若林課長 崎 岡 政 光
水道部長 仲 村 春 盛	営業課長 奥 里 将 弘
会計課長 天 久 美	工務課長 全 城 健 栄
都市課長 兼 村 貴 昌	消防長 大 城 仁 幸
商工課長 棚 原 盛 眞	
教育委員 知 念 俊 吉	副委員長 仲 本 正 重
委員 仲 村 春 勝	委員 石 川 栄 良
委員 比 嘉 貴 永	会計係 知 花 栄 幸

事務局出席者
局長 末吉 健男 議事録長 新 箸 真由
書記 比嘉 定治 書記 仲 村 春夫

議事日程(第3号)

1970年3月27日午前10時開議

日程第1 議案第3号 宜野湾区教育委員会職員定
数規則の一部を改正する規則について

日程第2 議案第4号 宜野湾区教育委員会事務局職
員並に雇傭人(庶務士、事務補助員、学校
世話人)の退職給与金積立規則の一部
を改正する規則について

日程第3 議案第5号 1970年度宜野湾教育区戈入
戈出補正予算(経済民生委員長報告)

日程第4 議案第4号 1969年度宜野湾教育区戈入
戈出決算認定(経済民生委員長報告)

日程第5 議案第2号 1970年度宜野湾市水道事業
会計追加更正予算(建設委員長報告)

日程第6 議案第2号 1969年度宜野湾市土地区画整
理事業第2地区特別会計戈入戈出決算
認定(建設委員長報告)

日程第7 陳情第1号 新設道路の設置について
(建設委員長報告)

日程第8 認定第3号 公有水面埋立事業特別
会計戈入戈出決算認定

日程第9 陳情第2号 宜野湾市営公設市場改築
方陳情について

日程第10 認定第1号 1969年度宜野湾市一般会
計戈入戈出決算認定
(総務委員長報告)

日程第11 議案第1号 1970年度宜野湾市一般会
計戈入戈出追加更正予算
(総務委員長報告)

日程第12 決議案第1号 海軍沖縄通信本部(宜
野湾市野嵩在)の閉鎖に伴
う施設跡の敷地の開放
要請について

日程第13 決議案第2号 単労働者の大量解雇を撤
回する要請決議

日程第14 決議案第3号 単雇傭員の大量解雇の解
決に関する要請決議

日程第15 決議案第2号 単労働者の大量解雇を撤

回可3要請決議

日程第16 決議第3号 雇用傭員の大量解雇の
解決に關する要請決議

日程第17 決議第4号 雇用傭員の大量解雇問題
の解決に關する要請決議

議長

第73回宜野湾市議会定例会を3日
目の本会議を開きます。(10:7)

議長

あてもとにあくばりしてありますと
ころの日程表第三号、二のとおり進めて
まいりたいと思います。

議長

日程の第1. 継続審議中の議案第3
号、宜野湾区教育委員会職員定数規則の
一部を改正する規則についてを上程
いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

暫く休憩いたします。(10:9)
再開いたします。(10:10)

議長

議案第3号につきましては、質疑
並びに討論を省略いたしまして、
表決に移りたいと思いますが、ご異議
ございませんか。

議長

112
ご異議ございませんので表決に移ります。

議長

議案第3号 宜野湾区教育委員会職員定数規則の一部を改正する規則について表決に移ります。

議長

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、原案とあり可決することに決定をいたしました。

議長

日程の第2、同じく継続審議中の議案第4号 宜野湾区教育委員会事務局職員並びに雇用人(栄養士、事務補助員、学校世話人)の退職給付金積立規則の一部を改正する規則について上程いたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

119
本案につきましても質疑並かに
討論を省略いたしたいと思っておりますが
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので質疑並
かに討論を省略いたしまして、表決
に移ります。

議長

原案のとおり可決することに
ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、原
案のとおり可決することに決定さ
しました。

議長

日程の第3、議案第5号、1970年度
宜野湾教育区入出補正予算につ
きましては、3月18日の本会議
にあきまして、経済民生常任委
員会に付託してあります。本件
につきましても、経済民生常
任委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員長

ご報告を申し上げます。本会議に

おきまして、議案第5号、1970年度宜野
湾教育区入支出補正予算を本委員会
に付託されておりますので、審査の結
果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、当局より会計
係、教育委員長の出席を求めまして、説明
を聞き、更に現地の調査を行いました
ところ、原案のとおり可決すべきもの
と、決定をいたしましたので、御報告
いたします。以上申し上げます。皆さ
ん方の質疑があればお答えいたした
いと思います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても、質疑を終わりたい
と思いますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑
討論を終わります。尚委員長の報告も併せて
終わりたいと思います。

議長

本案に対する表決をいたします。

議長

議案第5号、1970年度宜野湾教育区
収入支出補正予算を表決に移ります。

議長

原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

議長

ご異議ございませんので原案と
おり可決することに決定をいたします。

議長

日程の第4、認定第4号、1969年度
宜野湾教育区収入支出決算認定につしま
しては、3月18日の本会議に於きまして
経済民生常任委員会に付託してありまし
たが、審査を終了いたしました。報告が
まいっております。本案に対する経済
民生常任委員会の委員長の報告を求めま
す。

経済民生常任委員長

御報告申し上げます。本会議にお
きまして、認定第4号、1969年度宜野湾
教育区収入支出決算認定について本委
員会に付託されておりましたので、
審査の結果を御報告申し上げます。
審査に当りましては、当局より会計
係、社会教育主事の出席を求めまして、

審査にあたりました結果、原案どおり
認定すべきものと、認定いたしました
ので、御報告いたします。

以上申し上げまして、皆さん方の御
質疑にお答えいたしたいと思っております。
よろしくお願いいたします。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に質疑がなければ、終りたいと思
いますか。ご異議ございませんか。

議長

質疑を終り、併せて委員長の御報
告も終わります。

議長

本案に対する表決を行います。
認定第×号、1969年度宜野湾教育区入
支出決算認定についてを表決に移り
ます。

議長

原案のとおり認定することに、ご
異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(10:17)
再開いたします。(10:20)

議長

日程の第5議案第2号、1970年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算につきましては、3月18日の本会議に於きまして、建設常任委員会に付託をされておりましたが、審査を終了いたしました。報告がまいっております。本報告の朗読を省略いたします。建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

議案第2号、1970年度、宜野湾市水道事業会計追加更正予算につきまして、本建設委員会に付託されておりましたので、審査の結果を御報告いたします。報告書にもかいてありますが、審査の方法といたしましては、水道部長、営業、会計、工務課長をおよびいたしました。出席を求めその説明を聴取しております。特に、支出面におきまして

では、大きい更正がございましたのは、
10,000、検突破の祝賀会をもちたい
という当局のあれによって500、1000の
増でございます。残りは人件費、そ
のちのち少々ありますが、このたびの
人事異動に伴って、そういう結果が
生じてあるようでございます。それ
から印刷製本費、その面におきまして
は、今度10,000検突破する場合に
印刷をやって、いわゆる水道問題をよ
り深く需要者に解っていただく、そう
いう意味で統計資料を印刷する
ようでございます。更正予算に対し
ましては、そういうものでございませうが、
残りのものに対しましては、御質疑
によってお答えしたいと思っております。
以上御報告を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

外に質疑もなんでしょうので
質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

議長

ご異議ございせんので、質疑
を終り、併せて委員長の報告も終わります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論もございませぬので、討論も省略したしたいと思いますか、ご異議ございませぬか。

議長

ご異議ございませぬので、討論を省略いたしまして、表決に移ります。

議長

議案第2号、1970年度、宜野湾市水道事業会計追加更正予算を表決に移ります。

議長

原案のとおり可決することにご異議ございませぬか。

議長

ご異議ございませぬので、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長

日程の第6、認定第2号、1969年

度、宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計支入支出決算認定につきましては、3月18日の本会議にあきまして、建設常任委員会に付託をしておりましたか、審査を終了いたしましたして、報告がまいっております。本報告書の朗読を省略いたしましたして、直ちに建設常任委員長の委員会報告を求めます。

建設常任委員長

認定第2号、1969年度、宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計支入支出決算につきましては、本会議から本建設常任委員会に付託されておりましたので、その審査の結果を御報告いたします。審査の方法といたしましては、当局から助役、都計課長、区画整理係長の出席を求め、聴取し、そして審査をした次第でございます。特に第二地区の特別会計にあきましては、前の議会に於いて、継続費とするものとして、議決を求められまして、その範囲内の使用、支出が限られております。そういう意味で、観点に立ちまして、審査を行った次第でございますが、特に代替地収入面に於きましては、代替地の収入がまだ未収入の方があるもので、これを十分とりたてするよ

うにしております。又、これは十分可能
だと言うふうな当局の説明でござ
います。それと当初の計画より
は、非細分地替費地が坪数が増に
なっているようでございます。

そういう面も十分調査したつもりで
ございます。以上御報告を申し上げます。
して、御質疑にお答えいたしましたと思
います。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

外に質疑もございませんので、
質疑を終りたいと思っておりますが、ご異
議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を
終り、併せて、委員長の報告を終りま
す。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思っております
が、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を省略いたしました。表決に移ります。

議長

認定第2号、1969年度、宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計、入、出決算についてを表決に移ります。

議長

原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、認定することと決定をいたします。

議長

日程の第7、陳情第一号、新設道路の設置については、3月18日の本会議に於きまして、建設常任委員会に付託をしておりましたが、審査を終了いたしました。報告がまいっております。本報告の朗読を省略いたしました。並に、併せて、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

陳情第一号、新設道路の設置につきましては、本会議から建設委員会に付託されておりますので、審査の結果を御報告いたします。

審査の方法といたしましては、陳情者の代表者の方々、3名をおよびし、また、当局からは市長、都計課長等の出席を求め、その説明を聴取した次第でございます。委員会といたしましては、尚、現場も調査し、審査も行なった次第でございます。又、陳情書の内容に都市計画事業の一環として、事業計画の中にとり入れて、環通道路を新設して下さるよう御配慮願いますという内容でございましたが、これは陳情者の意思としては、必ず都市計画事業、すなわち政府の認可を得て、その道路を新設してもいいというものでなくして、普通へ般でいわれる道路開通の道路工事のようでございます。そういうのも十分された訳でございます。又、現場調査いたしましたところ、陳情者の方から道路指示がございましたが、これもなかなか難点のところもございましたが、もっとかえって、将来、施工の段

階にあきましては、今後、将来の状態も十分考へて場所、位置、そういったのも研究、調査十分行なつて施工の段階でこれはすづきではないか、
 こう言うふうなことも十分検討され
 として、委員会で話し合われた次第
 でござります。その結果、委員会と
 いたしましては、本陳情は地域住民
 の経済的効果、発展をあかしめるた
 めに、本陳情を採択すづきものと
 決定し、そして報告すづきものと
 決定をされております。以上報告
 を申し上げ、御質疑にお答えした
 いと思ひます。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

本案につきましても、質疑を終りた
 いと思ひますが、ご異議ございませ
 んか。

議長

ご異議ありませんので、質疑を終
 り、併せて、委員長の報告も終了す
 ます。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したいと思いますが
ご異議ありませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論
を省略いたしまして、表決に移ります。

議長

陳情第一号、新設道路の設置に
ついて表決に移ります。

議長

委員会の報告とあり採択するこ
とにご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、採択す
ることに決定をいたします。

議長

日程の第8、継続審議中の認定第
3号、公有水面埋立事業特別会計入
支出決算認定について再び上程い
たします。

議長

暫く休憩いたします。(10:38)

再開いたします。(10:34)

議長

認定第3号、につきまして、質疑並びに討論を省略いたしましたして、表決に移りたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑並びに討論を省略いたしましたして、表決に移ります。

議長

認定第3号、公有水面埋立事業特別会計支出入決算認定につきまして表決を行います。

議長

原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(10:35)

再開いたします。(10:36)

議長

日程の第9、陳情第二号、宜野湾市公設市場改築を陳情についてを議題といたします。

議長

本件につきましては、会議規則の第87条の規定にもとづき、建設常任委員会に付託をいたします。尚、審査の方法につきましては、閉会中に審査をしていただくしまして、次の本会議までに御報告申し上げていただくと思います。

議長

暫く休憩いたします。(10:40)
再開いたします。(11:25)

議長

日程の第¹⁰、認定第1号、1969年度、宜野湾市一般会計入支出決算認定につきましては、3月18日の本会議にあきまして、総務常任委員会に付託をしてありましたが、審査を終了いたしました。報告がまいっております。報告書の朗読を省略いたしました。総務常任委員長の報告を求めたいと思います。

議長

暫く休憩いたします。(11:26)

再開いたします。(11:27)

総務常任委員長

総務委員会における1969年度、支出
支出決算審査の経過について御報告申
し上げます。御承知のとおり1969年度
における執行の足跡がこの決算の中
に反映され、そして締めくくられて
いる訳でございます。そこでこの決
算につきましても果して適切に執行さ
れているか、あるいは係数的
には、どうなっているのか。といったような
面につきましても、たいぶ掘り下げて審査
を行なったつもりでございますけれども、
なにしろ、かき分れた委員会活動でござ
いましたので、あるいは不十分でな
かった面もあるかと思いますが、
慎重に審査をして来たつもりでござ
います。そこで報告書にもございま
すように、約5日間、この審査に日時を
用いております。結論から申し上げ
まして、相対的に適切に執行されて
いるという意味の一致をみた訳でござ
います。従いまして、本決算につ
きましては、認定すべきものと決定した
次第でございます。尚、また審査

の経過にあきまして、色々と指摘も
してございます。その主な項目を申
上げますな。は資料としてくは
なれてありますところの不納欠損処分
者名簿の中に、同じ住所ですつと実
在する方がみうけられる訳でござい
ます。しかしながらそのリストとして
不明であると言うふうに附記の欄
に記載されておりましたので、そう言
った面も強く指摘しております。
中には、現在事業も大幅にやって
いる方もみうけられた訳でございま
す。当局といたしましても大分、努力
はしているようにみうけられた訳でござ
いいますが、しかしながら公市の納
税思想たかめる立場からもっと綿
密に事務委託者であるところの各自
治会とも連けいをもつたなかから出来
だけ不納欠損額を最少限度にくいと
めて、もふいたいと言ったような要望も
した訳でございします。それから滞
納繰越金についてでございしますか。
決算書の市税の徴収状況を、ある
いは、徴税率をみました場合、90パー
セント以上になっております。これは
近年にないあそかく従来、宜野湾
市になかったところの功成績でござ
いします。これにつきましては、大変すば
らしい成果を納めてくれる訳でござい

ますけれども、反面、滞納繰越金につ
きましては、50パーセント前後の徴税率
あるいは、納税額になっております。
これをそのままおいていくことになら
ず、次年度には時効にかかる該当者
がたぐさん出る訳でございます。
ですからできるだけ不納欠損に落さ
ないためにもあとひとふんはりの努力
とそして特に不納欠損に該当する
ようなところに重点をおいて、徴税の
強化をはかってしかるべきであると、
言うふうな指摘と、そして要望して
ございます。先程申し上げました
ように徴税成績においては、近年に
ないすばいしい成果を上げていく
ことにつきましては、多いにかうでき
てあると考える次第でございます。
それから支出の面につきましては、
ずっと以前から従来、色々と論
議の的になっておりました。団体
補助金でございますが、旧態依然
として、改善されてないようなきらい
が十分にある訳でございます。
例えば、補助をうける、あるいは、
補助の対象となっていくところの団
体におきましては、市の補助金をそ
っくり自分らの中央で、あるいは、
上部団体への分担金として、納め
ていくような形跡がある訳ござい

います。そうしますと、条例、規程で
 いいますところの事業に対しまして、
 補助をするという趣旨にも反する訳
 がございますので、育成する、あるい
 は、救助する段階は既に過ぎて
 そして、これからはこの団体を事業
 としておいて、もり上げていくと、育成
 していくと、言うような段階にきて
 りると、我々は感じとっている訳で
 ございます。そういったような面
 から今後たくさん、補助の対象の
 なっているところの団体を重点的
 に点検をして、そして、市民の税
 金で補助してあります以上は、もっ
 と効果加よくなるような補助育成を
 すべきであるということから、検討
 する必要があるというふうに指
 摘してあります。尚、また、その補助
 金をうけてありますところの団体に
 あっても、この補助金が市からどの
 ような形で、どのような目的で
 交付されたか、どうか。その認識
 が薄いんじゃないかと、言う団体
 もうかがえますので、当局といたし
 ましては、折角、市民の血税から
 いくらか補助をした以上はもっと、
 指導、監督を強化して、然るべきで
 あると、言うふうな指摘もやってあ
 ります。関連いたしますけれども、

本土へおくりだしておりますところの
集団就職の生徒に対して、激励費と
して、見舞金の形で若干激励費をおくっ
ておりますけれども、一体、どう言う形
でこの子供達は就職をし、そしてどう
言う待遇をうけてゐるのか。あるいは
また、どの程度の固定率を、あるいは
定着率を示めてゐるのか。どうか。そう
言つたようなところも全然、掌握し
てないのか、現状のようでごさいます。
しかもある中学校の教員にその本土
就職の状況を視察させるために若干
旅費あるいは、その他の補助をして
ありますけれども、その先生方の報告
書を見てもなん分、中味が報告されて
ない。ただ行った経過を報告してゐ
るにすぎなかった点も指摘してござ
いまして、できるだけこの子供達かど
のような形で就職をして、そして、い
るかをもう少し積極的に把握をして、今
後も本土就職の送りだしに対しましては、
十分、留意してもうたいたいと、言つたよ
うなことも要望してございます。

次に支出の予算流用の問題でござい
ますが、予算を適確にあるいは効果
があるように、執行するためには、やは
り予算更正をやりまして、そしてそこ
に議会の意思も十分、反映せしめて、
執行するの、が常道でありますか、し

かしな加ふな加には100、ドルと言う
 大金といえは"大金"でございますけ
 れども、その金をかってに流用して、そ
 して、執行してゐると、これは別に項の
 枠内でやっておりますので、問題はな
 い訳でございますけれども、しかしな加
 ふ、これだけの流用する加ふには、や
 はり、更正という手続きがある訳で
 ありますので、そういったところにも、
 十分、留意して、そして、今後の予算
 の執行を出来るだけ適正、且つ、効果
 的に執行して欲しい、といったような
 要望をつけ加えまして、原案とあり認
 定すべきであるというふうに委員会と
 しては決定した訳でございます。
 たいへん簡単に経過を説明申し
 上げましたけれども、どうぞ、ひとつ
 慎重にご審議していただきまして、
 本決算を処理していただきたいと思
 います。尚、質疑がございましたら
 その都度、お答え、ご説明申し上げ
 たいと思います。
 以上、報告、説明を終わります。

議長

本案に対する質疑を許します。

1 番

一般会計の審査にあたりまして、附帯

意見を委員長から報告をうけました。
 その中の不納欠損処分について、そこにある、審査の結果によっては、該当者の中には、実在してあるものがある。これは個人をさすものであるのか。法人をさすものであるのか、それとも両方か。

総務常任委員長

個人であります。

1 番

法人の中には実在しているものはありませんか。

総務常任委員長

法人につきましては、審査の過程では、発見できませんでした。

1 番

委員会の審査中ですが、経済民生委員会に付託された案件、すなわち教育関係の決算の認定の審査会、その時に付託案件を審査しておりますと、教育税=この問題を一応審査した訳ですが、それにかぶみまして、その後の一般市民税、これに問題が波及しまして、審査の対象じゃないので、一応は総務委員会に、ということ、連絡をうけたと思

います。この点についてお諮りになりましたか。

総務常任委員長

はい。経済民生委員会から審査の要請をうけて、そして総務委員会といたしまして、だいたいつっこみ、そして掘り下げたこの問題を審査してまいりますので、ご説明申し上げたいと思います。

要請事項を申し上げますのは、宜野湾市真志喜に在る法人、琉球貴金属メッキ工業社であります。1968年度分を税目、固定資産税、税額が374ドル90セント、上期68年度分が（調定とせず）と記載されてあるが、その理由如何、67年度分は滞納のままになってるか、69年度分にいたって86ドル50セントは納付済みである、年度飛びにし納付、及び課税額の件で審査の必要があると思料するという内容の審査依頼でございます。調査してみますところ、ここにございますところの1968年度分の固定資産税というのはございません。67年度分の固定資産税でございます。額にして374ドル90セント、これは何かの間違いだと思料します。この琉球貴金属メッキ工業社という法人外社は、68年度5月2日に解散登記されております。既に68年の5月には解

散、実在しない会社がございます。
 ここでもうひとつの会社が同じ琉
 球貴金属工業社という会社と同じ敷
 地内にあるようでございます。我々が
 調査した当初の時点では全然関係
 のない会社だと言うふうに当局は説明
 してありましたけれども、つっこんで調査
 してみると以前にも関係があったや
 に我々は感じとった訳であります。と申
 し上げますのは、この解散した会社の
 解散時期が68年の5月2日、そして
 同じところにある琉球貴金属工業社と
 言う会社が68年の5月9日に発足して
 あります。設立されてあります。内容を聞
 いてみますと、前の会社が営業不振
 のために企業を存続することはでき
 なくて、そして、一応は解散の形でその
 会社は代表者だったところの長浜さ
 んという方が個人の形で引きついで現在
 もやっておりますのでございます。そして
 その後には前後してできたところの新しい
 会社、これは面何という人が代表者と
 なって工業社を経営していらっしゃるよう
 でございます。経済民生委員会からの要請、あるいは
 又、指摘されてありますところの、67年
 度分以前、滞納のままになってるの
 に、何故、69年度は納付済みになって
 いるかと、言うような疑問の点でござ
 りますか。これは69年度分の86ドル50セ

ントというのは、新しくできた会社の税金
 でありまして、決して 滞納税金とは、
 関係ございません。関連はございません。
 従って、別の会社でござりまするので
 これを御了承いただきたく思います。
 尚、この解散した会社の滞納税金
 が総額にして、809ドル80セントが滞
 納のままになっております。これに対し
 どういう措置をし、どう言うふうに対
 理するかと、言うことに対しまして、
 実は前の責任者、代表者であったとこ
 の長浜さんと言う人と、それから新し
 く会社を設立しましたとこの面商と
 いう社長さん、両人で折半して責任を
 遂行しようというふうな話し合いにな
 っているようでございます。そしてその
 中の約100ドルは面商さんと言う社長
 さんが既に納付してあるようでござ
 ります。ですから滞納になっておりま
 すとこの809ドル80セントにつきましては、
 これは両方で折半して納付するよ
 うになっていくということになっており
 ますので、総務委員会としては、一応早
 めに両者から誓約をとってそして
 納税の督促、促進に努力してもし
 いたというふうに要望しまして、調
 査を終りました。

1 審

団体の補助金に付いてでございますが、補助の対象になってくる団体、これに問題があると言うことは、補助団体は、事業内容という活動したか、と言うことに問題があるのか、それとも、補助を与えるということに問題があるのか、そのへん。

総務常任委員長

ご説明申し上げます。両方であります。条例規程の趣旨に少々、反している補助金の使い方の団体もございます。あるいは既に戦後20年、このかた継続して補助しておりますけれども、このへんで補助をしなくても十分運営し、又、いっぱい自分で自分らの組織している団体を運営できる団体もございますので、そういった面も十分、検討の必要もあるんじゃないかということ。

1 審

審査の過程にあってですね。この補助団体からその年度の資料、すなわち活動等、これらの報告があったところ、何個所ですか。名称。

140
総務常任委員長

分担金、分担している団体の報告は
まわっておりません。しかしながら、補
助金を交付された団体は全部まわ
ります。

議長

外に質疑はないようでありま
すので、質疑を終りたいと思いま
すか、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、質疑を
終り、併せて委員長の報告も終ります。

議長

本案に対する討論を求めます。

議長

討論も省略したしたいと思います
か、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論も
省略いたしまして表決に移ります。

議長

認定第1号、1969年度、宜野湾市一
般会計、入、出、決算認定、について表決

を行います。

議長

原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、原案とあり認定することに決定をいたしました。

議長

日程の第~~14~~¹⁵議案第1号、1970年度、宜野湾市一般会計~~を~~入~~を~~出追加更正予算につきましては、3月18日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託してありましたが、審査を終了いたしましたので、報告がまいっております。本報告の朗読を省きまして、直ちに総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

総務委員会における本~~を~~入~~を~~出追加更正予算案の審査の経過について、かいつまんで御報告申し上げます。原案をみました場合、大幅な更正になっております。特に年度末になってこれだけの大幅更正ということは、従来、考えられなかった訳でござりますか。これは当初の予算編成に

あいて、支出見積りの甘さ、あるいは、
 十分なる見積りをしてなかったと
 言うのか、大きな原因でございます。
 今、申し上げるように年度末になって
 大幅な更正をするということは、こ
 の予算の支出の執行にあいて、ある
 いは、使途にあいて、十分なる効果
 的な執行が果してなされるか、ど
 うか。そういったこともいささか、疑問
 でございますけれども、しかしながら、
 これだけの増収があるということは、
 たいてん結構なことでございます。
 その使途をいかように考えてあるか
 について、十分審査を行なった訳で
 ございます。報告書にもございます
 ように、市税が7万ドルと言う大分
 でございます。附帯意見の中にそう
 言うふうな指摘をして、ございませ
 けれども、今後はこう言ったような
 ことが決してあつてはならないと、
 言うふうなことから附帯意見として
 強く指摘をしてあります。まあよ
 そ、私どもが審査した範囲内に
 あいては、適切な措置である、時
 期的にも適切であると言うふうな
 一応、認めまして、原案とあり可決
 すべきものと決定した次第でござ
 います。尚、細部にわたるところ
 の説明を省きまして、そして、